市からのお知らせ

問＝問い合わせ　申＝申し込み　✉＝メールアドレス　HP＝ホームページ　月＝月曜日

案内

●男女共同参画のまち海老名へ 男女共同参画計画策定しています

「政治家や科学者は男の仕事」「育児や介護は女の役目」。あなたは、このようなことを言われたことがありませんか。また、あなた自身が口にしたことはないでしょうか。

「男だから」「女だから」という理由だけで制約をせず、誰もが自由に能力を発揮し活躍できる社会を築いていこうとするのが、男女共同参画です。「参画」という単語には、男女が対等なパートナーであり責任も分かち合うという、「参加」より積極的な意味が込められています。

市では、男女共同参画社会形成促進のための基本計画として、「海老名市男女共同参画計画」を策定しています。

この計画は「男女共同参画のまち海老名」を基本目標とし、目標を支える6つの基本方針と、15の基本施策で構成されています。現在は基本施策の下で63の事業が実施されており、毎年その進ちょく状況の管理が行われています。

計画の期間は平成17年度から26年度までの10年間ですが、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行うため、各事業の目標設定は平成21年度までとなっています。

この計画の内容は、市役所窓口で要約版を配布しているほか、市ホームページでも紹介しています。

◇情報紙「はばたき」発行中

また市では、男女共同参画に関する啓発情報紙「はばたき」を発行しています（無料）。自治会回覧のほか、コミセンなど公共施設にも置いてあります（市ホームページでも紹介）。また、希望する事業所には送付もしていますので、広聴相談課までお問い合わせを。

◇ビデオ・図書貸し出します

男女共同参画に関するビデオや図書を貸し出しています（無料）。希望の方は、氏名・住所が確認できるもの（免許証・保険証など）を持参し、直接広聴相談課へ。

申 問 同課（☎235・4568）。

●6月1日は人権擁護委員の日 5月30日に特設人権相談所開設

市では、次のとおり特設人権相談所を開設します。当日は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は守られます。

▽日時　5月30日㊎13時～16時　▽会場　市役所704・705会議室　▽相談事項　親族・近隣・悩み事一般

問 広聴相談課（☎235・4567）。

●郷土資料展示コーナー休館

郷土資料展示コーナー（文化会館内）は、春季文化祭開催のため、次のとおり休館します。

▽休館期間　5月22日㊍午後～27日㊋。

問 生涯学習文化財課（☎235・4925）。

●生ごみ処理機でごみの減量を

生ごみは、処理機を使うことで約7分の1に減量できるため、燃やせるごみを出す回数も減らせます。このため市では、ごみ処理量の減量に向けて、生ごみ処理機の普及を推進しており、市内在住の個人または事業所を対象に、購入費の一部を補助しています（**左表**）。生ごみ処理機を購入する際には、補助制度をご利用ください。

問 資源対策課（☎235・4923）。

生ごみ処理機購入補助制度の概要

	補助台数（1世帯・1事業所）	補助額
電動式（乾燥型、消滅型）※ディスポーザーを除く	1台	購入額の2分の1（限度額4万円）
たい肥式（コンポスト、EM容器）	2台まで（屋外型・屋内型合わせて）	購入額の3分の2（限度額3千円）

※事前申し込みが必要です。必ず、購入前にお問い合わせください。

●粗大ごみ㊏㊐㊗㊡の午前 美化センターへ持ち込めます

美化センター（杉久保300）では、**右下表**のとおり、粗大ごみの持ち込みを受け付けています。㊏㊐㊗㊡の午前も持ち込みできますので、ご利用ください。

＊戸別収集は平日に

電話予約を

また、電話予約による戸別収集も行っています。手数料は1点700円です。なお、予約受付は平日のみとなりますので、ご注意ください。

問 同センター（☎231・3366）。

持ち込み受付時間	平日㊊～㊎	9時～12時、13時～16時
	㊏㊐㊗㊡	9時～12時
	年末年始	持込できません
手数料		1点につき300円

●「広げよう　地域に根ざした思いやり」 ～民生委員児童委員の活動PR～

民生委員児童委員は、身近な地域福祉の推進役として、市民のみなさんと共に安全・安心のまちづくりに取り組んでいます。

民生委員児童委員協議会と市では、5月の「民生委員児童委員の日」に合わせ、同委員の活動をPRするパネル展示を次のとおり実施します。ぜひご来場ください。

▽日時　5月19日㊊～23日㊎9時～16時30分　▽会場　市役所1階エントランスホール。

問 福祉総務課（☎235・4820）。

●野外教育施設 富士ふれあいの森

申 直接運動公園総合体育館の窓口で。電話での申し込みはできませんが、空室状況の問い合わせはできます。※申込期間は、①市内在住の方…利用日の3カ月前の同日～3日前　②市内在学・在勤の方…2カ月前の同日～3日前です。

問 運動公園総合体育館(☎235・7204＝㊋休館)、青少年会館(☎231・9787＝㊊休館)

空室状況(5月8日現在)

	日	月	火	水	木	金	土
5月					15	16	17
					／	○	○
	18	19	20	21	22	23	24
	○	○	○	／	／	○	○
	25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	／	○	○	／
6月	1	2	3	4	5	6	7
	／	○	○	／	／	○	／
	8	9	10	11	12	13	14
	／	○	○	／	／	○	○
	15	16	17	18	19	20	21
	／	／	／	○	／	○	○
	22	23	24	25	26	27	28
	／	○	／	○	／	○	△
7月	29	30	1	2	3	4	5
	○	○	○	○	／	○	○
	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○
	13	14	15	16	17	18	19
	○	／	○	○	○	○	△
	20	21	22	23	24	25	26
	△	○	○	○	○	△	×
	27	28	29	30	31	1	2
	○	○	○	△	△	△	×
8月	3	4	5	6	7	8	9
	×	△	△	△	△	△	△
	10	11	12	13	14	15	
	○	○	○	○	○	○	

【注意】　○…まだ余裕があります。ただし5月20日・27日・30日、6月3日・10日・14日・21日および7月2日・13日の翌日は9時までの利用となります。また、5月16日・23日・29日、6月2日・9日・13日・20日・27日および7月4日・15日は16時からの利用となります。また、6月6日・18日・23日・25日は16時から翌日9時までの利用となります。
△…お早めに申し込みください
×…満室です　/…学校利用など

募集

●原付バイク駐車場 7月開始分を受付

市では、7月使用開始分の海老名駅西口の原付バイク（50cc以下）駐車場の申込みを、西口第4自転車・原付バイク駐車場管理棟で6月1日㊐から10日㊋まで受け付けます。定員を超えた場合は抽選となりますが、定員に満たない場合は15日㊐以降随時受け付けます。

有料自転車駐車場は定員まで随時受け付け。使用期限を迎える方は期限の切れる10日前から申し込みできます。

使用期間は原付バイク・自転車とも最長6カ月です。いずれも㊐㊗も受け付けており、使用料などは**右下表**のとおりです。

なお、市内各駅周辺は、自転車等放置禁止区域に指定されています。自転車・原付バイクを利用する場合は、必ず自転車駐車場をご利用ください。

問 海老名駅西口第4原付バイク駐車場管理棟（☎235・5350）、市民安全課（☎235・4789）。

1．原付バイク駐車場

駐車場名	料金（月額）	募集台数	受付場所	受付時間
海老名駅西口第1	2,000円	管理棟へお問い合わせください	海老名駅西口第4原付バイク駐車場管理棟 ☎235・5350	期間中の7時～19時
海老名駅西口第2				
海老名駅西口第4				

2．自転車駐車場

駐車場名	料金（月額） 一般	料金（月額） 学生	募集台数	受付場所	受付時間
海老名駅東口立体	1,500円	1,200円	管理棟へお問い合わせください	海老名駅東口立体自転車駐車場内管理棟 ☎231・3990	6時～翌日1時30分
海老名駅東口第2	1,000円	800円		海老名駅東口第2自転車駐車場内管理棟 ☎234・8664	7時～19時
海老名駅東口第3	1,000円	800円			
海老名駅西口第1	1,000円	800円		海老名駅西口第1自転車駐車場内管理棟 ☎235・8883	
海老名駅西口第2	1,000円	800円			
海老名駅西口第3	500円	400円			
海老名駅西口第4	500円	400円			

※管理棟のみの受け付けとなり、市役所では申し込みの受け付けは行いません
※申込は1人につき1台です
※東口立体自転車駐車場は満車の場合があります
※生活保護を受けている方、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳をお持ちの方は使用料免除が受けられますので受付にお申し出ください

講座・催し

●身体障害者陶芸教室

陶器作りで、社会参加と創造する喜びを味わい、日常生活にゆとりと活力を得るとともに、参加者同士の交流を図ります。

▽日時　6月3日～7月8日の毎㊋（全6回）、13時30分～15時30分　▽会場　わかば会館2階工作室（中新田383－1）　▽対象・定員　市内在住で身体障害者手帳をお持ちの方・先着15人　▽費用　1400円（材料費）。

申 問 5月15日㊍～30日㊎に、電話または直接、〈7面上に続く〉

65歳以上・被用者保険の被扶養者だった方 国保税の軽減申請 加入時の書類記入で完了です

本紙5月1日号2面「国民健康保険税　今年度から税率・課税限度額変わりました」の記事で、「後期高齢者医療制度の施行に伴い負担軽減措置を実施　③被用者保険の被扶養者だった方」の文中「被用者保険の被保険者の方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった方（65歳以上で、申請をした方のみ）が国民健康保険に加入する場合は、所得割額は免除、均等割額は半額となります（2年間適用）」とありますが、この場合の申請（＝傍線）手続きは、国民健康保険加入時の書類への記入をもって完了したものとみなしています。このため、別途申請は不要です。

問 保険年金課（☎235・4594）。